

訪問介護

従事者 管理者、サービス提供責任者、訪問介護員等

※サービス提供責任者は介護福祉士、実務者研修修了者

※訪問介護員は介護福祉士または介護員の養成に関する研修修了者

身体介護	排泄介助、食事介助、清拭・入浴介助、通院・外出介助 自立生活支援のための見守りの援助 特段の専門的配慮をもって行う調理（嚥下障害の流動食） 特別な医療的ケア（体温測定、血圧測定、服薬介助、軟膏塗布、湿布の貼付、座薬の挿入、爪の手入れ）
生活援助	清掃、洗濯、衣服の整理、一般的な調理、買い物、薬の受け取り、安否確認、ゴミ出し、利用者不在のベッドでのシーツ交換
認められないもの	医療行為、家族の衣類の洗濯、来客の応接、犬の世話は対象外

問題 53 介護保険における訪問介護について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 利用者と一緒に手助けをしながら行う調理は，生活援助として算定する。
- 2 ゴミ出しは，生活援助として算定する。
- 3 利用者不在のベッドでのシーツ交換は，生活援助として算定する。
- 4 自立生活支援のための見守りは，生活援助として算定する。
- 5 服薬介助は，身体介護として算定する。

問題 52 介護保険における訪問介護について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 訪問介護事業所と同一敷地内にある建物の居住者に対して訪問介護を提供した場合には、介護報酬は減算される。
- 2 耳式電子体温計により外耳道で体温を測定することは、医療行為に当たるため、訪問介護員が行うことはできない。
- 3 訪問介護計画において計画的に訪問することとなっていない身体介護を訪問介護員が緊急に行った場合には、所定の単位を加算できることがある。
- 4 サービス提供責任者については、専従する常勤のものであれば、特段の資格要件はない。
- 5 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回の訪問介護に同行した場合には、所定の単位を加算できる。

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

浴槽を提供して居宅での入浴援助を行い、利用者の身体の清潔保持、心身機能の維持等を図る

	訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護
看護職員 (看護師・准看護師)	1人以上	
介護職員	2人以上	1人以上

※看護職員と介護職員で行うサービスだが、利用者の体調が安定していれば主治医の意見を確認のうえ、介護職員だけで行える（減算される）

※他に減算されるケース

全身入浴が困難で、利用者の希望により清拭または部分浴を実施

同一建物等に居住する利用者にサービス提供

※利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護を受けている間は、訪問入浴介護費は算定しない。

問題 54 介護保険における訪問入浴介護について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 訪問入浴介護で使用する浴槽は、利用者又はその家族が用意しなければならない。
- 2 利用者が小規模多機能型居宅介護を利用している場合には、訪問入浴介護費は算定できない。
- 3 利用者の身体状況等に支障がない場合には、主治の医師の意見を確認したうえで、介護職員3人で実施することができる。
- 4 訪問入浴介護費は、サービス提供時間によって2区分に分けられている。
- 5 利用者の心身状況及びその希望によって清拭に変更になった場合には、訪問入浴介護費は減算される。

問題 54 介護保険における訪問入浴介護について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 訪問入浴介護の目的には、心身の機能の維持が含まれる。
- 2 サービス提供の責任者は、入浴介護に関する知識や技術を有する者でなくてもよい。
- 3 緊急時の対応のため、協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましい。
- 4 皮膚に直に接するタオル等は、利用者一人ごとに取り替えるなど、安全清潔なものを使用する。
- 5 事業所の専用の事務室には、利用申込の受付や相談に対応するためのスペースは必要としない。

通所介護

通所した利用者に、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持、利用者家族の身体的・精神的負担軽減を図る

管理者（通所介護計画を作成）	常勤・専従で1人以上 （支障がなければ兼務可能） 専門資格は不要	
生活相談員	専従1人以上、兼務不可	どちらか1人以上 常勤でなければ ならない
介護職員	専門資格は不要	
看護職員（看護師、准看護師）	専従で1人以上	
機能訓練指導員	1人以上、兼務可能 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師の資格を有する者 ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、生活相談員または介護職員が行っても良い。	

通所介護の加算・減算

加算・減算	事業所と同一建物等に居住する利用者にサービス提供	減算
	サービス提供時間が9時間以上	加算（5時間を限度）
	個別機能訓練加算	理学療法士等を配置。利用者の居宅を訪問したうえで、個別機能訓練計画を作成し、3か月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者またはその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。
	栄養改善加算	管理栄養士 を配置し、介護職員等と共同で作成した栄養ケア計画に基づき支援。3か月間につき、月2回を限度に算定可能
	口腔機能向上加算	言語聴覚士等を配置し、介護職員等と共同で作成した口腔機能改善管理指導計画に基づき支援。3か月間につき、月2回を限度に算定可能
	認知症加算	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対して算定（若年性認知症利用者受入加算との併用算定はできない）

問題 53 介護保険における通所介護について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 通所介護計画は、その内容について利用者に説明して同意を得た上で作成し、利用者に口頭で示せばよい。
- 2 通所介護計画は、介護支援専門員が作成しなければならない。
- 3 サービス提供時間が9時間以上の場合は、延長加算を算定できる。
- 4 若年性認知症の利用者を受け入れた場合は、認知症加算に加えて、若年性認知症利用者受入加算を算定できる。
- 5 利用者は、利用日ごとに異なる提供時間数のサービスを受けることができる。

問題 52 介護保険における通所介護について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 生活相談員は，専ら当該事業所の通所介護の提供に当たる者でなくてもよい。
- 2 看護職員は，配置されることが望ましい。
- 3 機能訓練指導員に関する要件は，特に定められていない。
- 4 介護職員に関する資格要件は，特に定められていない。
- 5 管理者に関する資格要件は，特に定められていない。